

令和元年5月

第2回稲城市議会定例会議案

(5月31日開会
月 日閉会)

氏名

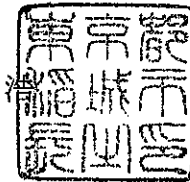


稲城市告示第5号

令和元年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和元年5月24日

稲城市長 高橋 勝



記

1 期日 令和元年5月31日

2 場所 稲城市議会議場

令和元年第2回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第24号議案 稲城市森林環境譲与税基金条例
- 第25号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第27号議案 稲城市消防本部の設置等に関する条例及び稲城市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第29号議案 平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）
- 第30号議案 平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第31号議案 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器の買入れについて
- 第32号議案 稲城市道路線の認定について（電線共同溝路線指定関係・1路線）
- 第33号議案 訴えの提起について

<報 告>

- 第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度東京都稲城市一般会計予算）
- 第2号報告 事故繰越し繰越計算書について（平成30年度東京都稲城市一般会計予算）
- 第3号報告 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）
- 第4号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について
- 第5号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第24号議案

稲城市森林環境譲与税基金条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条の規定により譲与される森林環境譲与税を、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、稲城市森林環境譲与税基金を設置する必要があるので、本案を提出する。

稲城市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、稲城市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第25号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定及び次条第4項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、令和2年1月1日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき稲城市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第26号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

多摩都市計画若葉台センター地区地区計画、多摩都市計画大丸団地地区地区計画、多摩都市計画上平尾地区地区計画及び多摩都市計画小田良地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の9の1の表(イ)の項中「住戸若しくは住室」を「居住の用」に、「の規定に該当する」を「に掲げる店舗型性風俗特殊」に改め、同表(ウ)の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表(エ)の項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改め、同表(オ)の項中「（ただし、市長が公共・公益上の特別の理由があると認めるときは、この限りでない。）」を削り、同表(カ)の項中「多摩都市計画若葉台センター地区地区計画の計画図において表示する位置においては、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。」を「一」に、「住戸又は住室」を「共同住宅」に、「10メートル」を「、10メートル」に改め、同表(キ)の項中「住戸又は住室」を「共同住宅」に、「第20条第1項第1号の表における（一）」を「第20条第2項第1号」に改める。

別表第2の9の2の表(イ)の項を次のように改める。

(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅で、1階部分を居住の用に供するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 共同住宅で、道路に面する部分の2階以下を店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの (3) 公民館又は地区集会所 (4) 保育所 (5) 診療所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他こ	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 学校 (2) 前号に掲げる建築物に附属するもの
-----	--------------	---	---	--

		れらに類する公益 上必要な建築物 (7) 前各号に掲げる 建築物に附属する もの	
--	--	--	--

別表第2の9の2の表(う)の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表(え)の項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改め、同表(お)の項を次のように改める。

(お)	敷地面積 の最低限 度	500平方メートル	—
-----	-------------------	-----------	---

別表第2の24の表(い)の項を次のように改める。

(い)	建築して はならな い建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅 (2) 老人ホーム、保育所、福祉 ホームその他これらに類する もの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所そ の他これらに類する建築基準 法施行令第130条の4に定め る公益上必要な建築物 (5) 店舗、飲食店その他これら に類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚 生施設その他これらに類する もの (7) 自動車車庫 (8) 前各号の建築物に附属する もの（建築基準法施行令第 130条の5の5に定めるもの を除く。）	次に掲げる建築物 (1) 戸建て住宅又は長屋住宅 (2) 寄宿舍又は下宿 (3) 学校（特別支援学校、専修 学校及び各種学校を除く。） (4) 神社、寺院、教会その他こ れらに類するもの。 (5) 病院 (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) マージャン屋、ぱちんこ 屋、射的場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場その他これ らに類するもの (9) 自動車修理工場 (10) 倉庫業を営む倉庫
-----	----------------------	--	--

別表第2の24の表(う)の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」

に改め、同表(え)の項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改め、同表(か)の項中「多3・3・10号」を「多摩都市計画道路3・3・10号稲城多摩線」に改める。

別表第2の29の1の表(い)の項中「の各号」を削り、「及び」を「又は」に、「付属」を「附属」に改め、同表(う)の項を次のように改める。

(う)	建築物の容積率の最高限度	—
-----	--------------	---

別表第2の29の1の表(え)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表(か)の項中「敷地境界線」を「隣地境界線」に改め、同表(き)の項中「に掲げる」を「の」に改める。

別表第2の29の2の表を次のように改める。

29の2 上平尾地区地区整備計画区域（その2）

(あ)	計画地区の区分	低中層生活利便地区	沿道地区A	沿道地区B	教育施設地区
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 住宅で事務所を兼ねるもの (3) 共同住宅又は寄宿舎で、1階部分を居住の用以外（共用部分を除く。）に供するもの (4) 店舗、飲食店その他	次に掲げる建築物 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超	次に掲げる建築物 (1) 下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (5) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 寄宿舎 (2) 大学、高等専門学校その他これらに類するもの (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの

		これらに類する用途に供するもの (5) 老人ホーム、保育所又は老人福祉センター (6) 公民館又は地区集会所 (7) 診療所 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの	えるもの (5) 自動車車庫（建築物附属の車庫を除く。） (6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの		
(う)	建築物の容積率の最高限度	—			
(え)	建築物の建蔽率の最高限度	—			
(お)	敷地面積の最低限度	130平方メートル	200平方メートル	—	
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	(1) 多摩都市計画道路3・4・17号坂浜平尾線の境界線までの距離は、2メートル以上と	(1) 道路境界線までの距離は、2メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.7	

			する。 (2) その他の道路及び公園緑地境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (3) 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。	メートル以上とする。	
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの			
(く)	建築物の高さの最高限度	12メートル	15メートル	20メートル	—
(け)	建築物の高さの最低限度	—			

別表第2の31の1の表(い)の項中「の各号」を削り、同表(え)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表(き)の項中「に掲げる」を「の」に改める。

別表第2の31の2の表(い)の項中「の各号」を削り、同表(え)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表(き)の項中「に掲げる」を「の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第27号議案

稲城市消防本部の設置等に関する条例及び稲城市立保育所設置条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

町界町名地番整理の実施による公共施設等の所在地の変更に伴い、稲城市消防本部の設置等に関する条例及び稲城市立保育所設置条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市消防本部の設置等に関する条例及び稲城市立保育所設置条例の一部を
改正する条例

(稲城市消防本部の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市消防本部の設置等に関する条例（昭和45年稲城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「稲城市平尾1128番地の4」を「稲城市平尾四丁目15番地の4」に改める。

(稲城市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「稲城市平尾1187番地の3」を「稲城市平尾四丁目45番地の2」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第28号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号）による消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正等を踏まえ、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第17条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第36条第2項中「令第10条第1項各号」の次に「（第1号口に掲げるもので、延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。）」を加え、同条第3項後段を削り、同条に次の4項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の規定により設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル未満のものに設置するものは、防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該防火対象物に、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第6条第4項に規定する変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場合においては、当該電気設備に係る消火器具については、防火対象物の階ごとに、当該電気設備のある場所の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。
- 6 第3項の規定にかかわらず、第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、当該防火対象物の床面積を150平方メートルで除して得た数又は紙類等の数量を別表第7のそれぞれ該当する項に掲げる数量の50倍の数量で除して得た数のいずれか大きい数値以上としなければならない。
- 7 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により同項第3号に規定する場所に設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル未満のものに設置するものは、省令第6条第1項から第3項まで及び同条第7項に規定する数値によるほか、令別表第2において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を25平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設け

なければならない。

第38条第3項中「消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第56条第1項第1号中「第21条第1項第3号」を「令第21条第1項第1号（令別表第1(13)項ロに掲げる防火対象物を除く。）、第3号」に改める。

第64条の2の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第64条の3 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、当該防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びにその公表の手続については、規則で定める。

別表第3備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第5備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第16条第1項、別表第3及び別表第5の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

第29号議案

平成 31 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 31 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,130,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 5 月 31 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		145,770	3,309	149,079
	3 森林環境譲与税	0	3,309	3,309
14 分担金及び負担金		374,200	△7,243	366,957
	1 負担金	374,200	△7,243	366,957
15 使用料及び手数料		644,964	△1,901	643,063
	1 使用料	311,553	△1,901	309,652
17 都支出金		5,669,173	32,152	5,701,325
	2 都補助金	3,798,249	32,152	3,830,401
20 繰入金		921,528	△1,608	919,920
	1 基金繰入金	921,528	△1,608	919,920
歳 入 合 計		36,105,589	24,709	36,130,298

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,108,738	3,309	3,112,047
	1 総務管理費	2,361,590	3,309	2,364,899
3 民生費		15,747,681	8,578	15,756,259
	1 社会福祉費	4,779,994	2,530	4,782,524
	2 児童福祉費	8,770,733	6,048	8,776,781
7 商工費		422,397	4,099	426,496
	1 商工費	422,397	4,099	426,496
10 教育費		6,695,621	8,723	6,704,344
	1 教育総務費	415,039	8,723	423,762
歳出合計		36,105,589	24,709	36,130,298

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 2 款 地方譲与税 (補正額 3,309 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
3	森林環境譲与税	0	3,309	3,309		
	1 森林環境譲与税	0	3,309	3,309		
					1 森林環境譲与税	3,309
	計	145,770	3,309	149,079		

第 14 款 分担金及び負担金 (補正額 △7,243 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	負 担 金	374,200	△7,243	366,957		
	1 民生費負担金	358,805	△7,243	351,562		
					3 児童福祉費負担金	△7,243
	計	374,200	△7,243	366,957		

第 15 款 使用料及び手数料 (補正額 △1,901 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	使 用 料	311,553	△1,901	309,652		
	4 民生使用料	84,822	△1,901	82,921		
					1 保育所施設使用料	△1,901
	計	644,964	△1,901	643,063		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 交付額	3,309 3,309

第2款 地 方 譲 与 税

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課) 保育所運営費保護者負担金	△7,243 △7,243

第14款 分 担 金 及 び 負 担 金

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課) 保育所施設使用料	△1,901 △1,901

第15款 使 用 料 及 び 手 数 料

第17款 都支出金 (補正額 32,152 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都補助金	3,798,249	32,152	3,830,401		
	2 民生費都補助金	1,535,067	19,093	1,554,160		
					3 児童福祉費補助金	19,093
	5 商工費都補助金	3,971	4,099	8,070		
					1 商工費補助金	4,099
	7 教育費都補助金	830,012	8,960	838,972		
					6 教育総務費補助金	8,960
	計	5,669,173	32,152	5,701,325		

第20款 繰入金 (補正額 △1,608 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	921,528	△1,608	919,920		
	1 財政調整基金繰入金	671,418	△1,608	669,810		
					1 財政調整基金繰入金	△1,608
	計	921,528	△1,608	919,920		

(単位：千円)

説 明	
(子育て支援課)	19,093
認可外保育施設利用支援事業補助金(1/2・10/10)	6,048
保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金(10/10)	13,045
(経済観光課)	4,099
デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業費補助金(10/10)	4,099
(指導課)	8,960
スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金(10/10)	8,960

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	△1,608
財政調整基金繰入金	△1,608

第20款 繰 入 金

歳 出

第2款 総務費 (補正額 3,309千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総務管理費	2,361,590	3,309	2,364,899	0	237	0	3,309	△237
	1 一般管理費	1,773,970	0	1,773,970	0	237	0	0	△237
					0	237	0	0	△237
	6 財産管理費	41,716	3,309	45,025	0	0	0	3,309	0
					0	0	0	3,309	0
計		3,108,738	3,309	3,112,047	0	237	0	3,309	△237

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		9 専務の非常勤職員等関係費（人事課） 財源振替
25積立金	3,309	1 財産管理費（財政課） 3,309 25積立金 3,309 森林環境譲与税基金積立金 3,309

第2款 総務 費

第3款 民生費 (補正額 8,578 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	4,779,994	2,530	4,782,524	0	0	0	0	2,530
	5 国民健康保険 事 業 費	1,069,177	2,530	1,071,707	0	0	0	0	2,530
					0	0	0	0	2,530
2	児 童 福 祉 費	8,770,733	6,048	8,776,781	0	19,093	0	△9,144	△3,901
	2 児童処遇費	7,449,242	6,048	7,455,290	0	19,093	0	△7,243	△5,802
					0	19,093	0	△7,243	△5,802
	3 保育所費	420,521	0	420,521	0	0	0	△1,901	1,901
					0	0	0	△1,901	1,901
計		15,747,681	8,578	15,756,259	0	19,093	0	△9,144	△1,371

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
28 繰 出 金	2,530	2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課） 2,530
		28繰出金 2,530
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 2,530
19 負担金補助及び 交 付 金	6,048	4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課） 6,048
		19負担金補助及び交付金 6,048
		認可外保育所利用者利用料補助 6,048
		1 保育所運営事業（子育て支援課）
		財源振替

第3款 民 生 費

第7款 商工費（補正額 4,099 千円）

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	商 工 費	422,397	4,099	426,496	0	4,099	0	0	0
	2 商工業振興費	355,692	4,099	359,791	0	4,099	0	0	0
					0	4,099	0	0	0
計		422,397	4,099	426,496	0	4,099	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	4,099	6 観光推進事業（経済観光課） 4,099
		13 委託料 4,099
		デザインマンホール蓋製作委託 2,779
		スタンプラリー台紙等製作委託 1,320

第7款 商 工 費

第30号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 31 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成31年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,389,937千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 5 月 31 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,014,971	2,530	1,017,501
	1 他会計繰入金	1,014,970	2,530	1,017,500
歳入合計		7,387,407	2,530	7,389,937

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		30,330	2,530	32,860
	1 総務管理費	21,842	2,530	24,372
歳出合計		7,387,407	2,530	7,389,937

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第7款 繰入金 (補正額 2,530 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,014,970	2,530	1,017,500		
	1 一般会計繰入金	1,014,970	2,530	1,017,500		
					1 一般繰入金	2,530
	計	1,014,971	2,530	1,017,501		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 一般繰入金	2,530 2,530

第7款 繰 入 金

歳 出

第 1 款 総 務 費 (補正額 2,530 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	総 務 管 理 費	21,842	2,530	24,372	0	0	0	0	2,530
	1 一 般 管 理 費	20,785	2,530	23,315	0	0	0	0	2,530
					0	0	0	0	2,530
計		30,330	2,530	32,860	0	0	0	0	2,530

第31号議案

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴い厨房機器を買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器の買入れについて

次のとおり厨房機器を買い入れる。

- 1 買入れの目的 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴い厨房機器を新調する。
- 2 種類及び数量 厨房機器 一式
- 3 買入れの金額 5億4,560万円
- 4 買入れの相手方 所在地 東京都府中市四谷三丁目46番1号
名称 株式会社中西製作所 多摩営業所
代表者 所長 有村 浩久

第32号議案

稲城市道路線の認定について（電線共同溝路線指定関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

多摩都市計画道路7・5・3号宿榎戸線について、その一部を電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、これを稲城市道路線に認定する必要があることから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（電線共同溝路線指定関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道矢野口2108号線	矢野口1073番5地先	矢野口853番10地先

第33号議案

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和元年5月31日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

給食費の支払を求める訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

訴えの提起について

給食費の支払に関し、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えの相手方

2 訴えの目的の価額 337,324円

3 訴えの要旨

相手方に対し、給食費337,324円及びこれに対する令和元年5月12日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

4 訴えを提起する理由

相手方は、給食費を滞納し、稲城市の再三の督促を受けたにもかかわらず、その支払に応じなかった。

このため、稲城市は、裁判所を通じ民事訴訟法（平成8年法律第109号）第382条本文の支払督促を行った。これに対し、相手方が裁判所に異議を申し立てたため、相手方に対し、給食費の支払を求める訴えを提起するものである。

5 補足事項

(1) 裁判所から、現に滞納している給食費の全額を支払う旨の和解案の提示があり、その内容を妥当と認めるときは、和解するものとする。

(2) 判決の結果必要があると認めるときは、上訴するものとする。